

事務連絡
令和3年6月1日

都道府県
各 市町村 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活支援推進室長

組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について

今般、組合員等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」（平成20年2月27日付け保国発第0227001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、平成20年通知は廃止し、別紙のとおり「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年5月31日保国発0531第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づく取扱いとしたことから、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長宛に送付されております。

具体的には、別紙通知2頁の「1 被害者に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱いについて」以下にある通り、国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者が暴力・虐待を受けた障害者・児である場合、その被害者は都道府県・市町村の障害者虐待に関する相談・通報窓口へ相談することが想定されます。その際、各窓口で暴力等を理由として保護（来所相談を含む。）した旨の証明書の作成についてご協力をいただきます。被害者がその証明書を添付し国民健康保険組合の被保険者資格を喪失させる旨の申し出をした場合には、国民健康保険組合は被保険者資格を喪失させることが可能となります。詳細については別紙通知をご覧ください。

各都道府県及び市町村の障害者虐待に関する相談・通報窓口を所管する部署におかれましては、別紙の内容について御了知の上、適切なお対応をお願いします。

<参考>

（別紙）

・「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年5月31日保国発0531

第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

- ・「組合員等からの暴力を受けた者の取扱い等に関するQ&Aについて」(事務連絡)

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室
虐待防止対策係(担当 松本、橋本)
TEL: 03-5253-1111(内線3149)
E-mail: soudan-shien@mhlw.go.jp